

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第2号

答申番号：令和4年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、令和4年2月の年金支給日までは生活費が必要であることから、同月1日を廃止日として行われた原処分（生活保護廃止処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

請求人の令和4年2月分の収入は11万2,325円であり、請求人の最低生活費9万8,010円を上回っていたため、請求人は保護を要しないと認められる。よって、原処分は、適法かつ正当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 保護の廃止の際の要否の判定は、最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものとされているところ、請求人の年金の受給額が増加し、請求人が保護を要しないと判断された月は令和4年2月であるから、請求人が保護を要しなくなった日は同月1日と認められ、令和4年2月1日を廃止日とした原処分に、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年4月14日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の廃止の決定に係る事務等は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定

めているが、かかる基準によれば、保護の要否の決定は、原則として、世帯につき認定した最低生活費と収入額との対比により行われるとされ、具体的には、世帯につき認定された月々の経常的な最低生活需要の全てを満たすための費用と世帯につき認定された月額収入充当額との対比によって判定するものとされている。他方、世帯における定期収入の恒常的な増加等により、以後特別な事由の生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるときは、保護を廃止すべきであるとされ、当該廃止は、保護を要しなくなった日から行うことを原則とするとされている。

そこで本件をみると、処分庁は、請求人の令和4年2月分の最低生活費は「9万8,010円」と、請求人に支給される老齢基礎年金及び共済年金に係る収入充当額を「11万2,325円」と算出し、上記の同月分の収入充当額は同月分の最低生活費を上回っていることから、同月の保護を要しないと判断したものであり、原処分には違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、令和4年2月の年金支給日までは生活費が必要であることから、同月1日を廃止日として行われた原処分が違法又は不当である旨を主張する。この点、請求人の収入は同年2月の年金支給の時から最低生活費を超えることから、保護は同年1月末までとなることについて処分庁から説明を受けていたこと、また、同年2月1日から同月分の年金が支給されるまでの間は、貸付制度を利用することができ、現に請求人は生活福祉資金の貸付けを受けていたことからすると、同年2月1日をもって廃止日とした原処分には看過し難い過誤、欠落は認められない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長)	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子